

HOT NEWS  
邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している企業・団体が参加した事業の情報をお知らせします



NPO法人日本トング友好協会  
**一日警察署長**  
6月11日、とりせん邑楽町店で特殊詐欺被害防止の啓発活動などが行われ、NPO法人日本トング友好協会代表のラトゥ・ウィリアム志南利さんが一日警察署長を務めました。この活動で買い物客へ詐欺被害防止の呼びかけや啓発グッズの配布、SOSサインであるヘルプミーハンドサインの周知を行いました。参加した松澤舞さん(町外)は「初めてヘルプミーハンドサインを知り勉強になりました。また詐欺などにも気をつける意識を持ってました」と話していました。



特殊詐欺防止の啓発グッズを手渡すラトゥさん



ヘルプミーハンドサインの説明を受ける松澤さん

募集  
親しみをもてる呼び名を募集します

広域斎場の名称募集

太田市外三町広域清掃組合では、令和7年度中の供用開始を予定している広域斎場の名称を募集します。  
▼募集期間 8月1日(水)～30日(金)  
▼対象 応募日時点で町に住居登録している、かつ在住の人  
▼応募方法 応募用紙に記入し、持参、ファクス、メール、郵送のいずれかで応募する  
※応募用紙はホームページ、または役場建設環境課にあります。  
▼応募・問合せ先 太田市外三町広域



↑広域斎場の完成イメージ図

清掃組合施設整備課 33-7980、〒373-0842 太田市細谷町604-1、☎33-7981、☎0581000@otaseiso.or.jp  
太田市外三町広域清掃組合ホームページ



式典  
米寿と金婚を迎える皆さんを祝福



米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。  
▼期日 9月14日(土)  
▼会場 中央公民館「邑の森ホール」  
▼対象(8月1日現在で町に住所があり、次のいずれかに該当する)  
**米寿** 昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた人  
**金婚** 昭和49年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦

▼申込方法 **米寿** 申し込み不要(役場福祉介護課から招待状を送付)  
**金婚** 申込用紙に必要事項を記入して申し込む  
※申込用紙は広報おうら7月号と併せて配布する他、役場福祉介護課にもあります。  
※町外に本籍がある人は戸籍謄本(写し可)を提出してください。  
▼申込・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022

支援  
町で新たに事業を始める人をサポート

邑楽町創業支援補助金

▼対象(次の全てに該当する人)  
①補助金の交付申請年度内に創業を予定している、または申請時点で創業の日から30日を経過していない  
②3年以上継続して営業する見込みがある  
③ぐんま創業スクールを受講し、特定創業支援等事業により町の証明書の発行を受けた、または受ける予定  
※ぐんま創業スクールの詳細は本紙10ページを参照。  
▼対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、

店舗等改修費、設備及び備品購入費(汎用性が高いものは除く)など  
▼補助金額 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額、または100万円のいずれか少ない方の額  
▼申請方法 事業開始前に役場商工振興課窓口へ申請し、事業完了日から30日を経過する日、または当該年度の3月末のいずれか早い日までに実績報告書を出す  
▼申請・問合せ先 役場商工振興課 47-5026

区画整理  
事業計画の変更と審議会委員選挙

「事業計画変更」  
審議会委員選挙

5月24日付け町告示第137号で、館林都市計画事業鶉土地区画整理事業計画の変更をしました。事業施行期間は令和26年3月31日までです。  
【審議会委員選挙】  
鶉土地区画整理審議会は仮換地の指定などについて町に意見を述べる機関です。審議会の人数は10人で、そのうち

8人を施行地区内の土地所有者や借地権者から選挙で選びます。投票日は9月15日(日)です。これに先立ち、選挙人名簿が縦覧できます。  
▼縦覧期間 7月23日(水)～8月5日(土・日曜日を除く)  
▼時間 午前8時30分～午後5時15分  
▼会場・問合せ先 役場都市計画課 47-5032

広聴  
パブリックコメント(意見募集)を行います

邑楽町手話言語条例の制定

▼件名 邑楽町手話言語条例案  
▼閲覧期間 7月16日(水)～8月15日(金)  
▼閲覧場所 役場福祉介護課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館  
▼時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)  
※社会教育施設は各開館時間のみ。  
▼意見の受付  
▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・通勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある  
▼提出方法 所定の用紙に記入し、次のいずれかの方法で提出

①郵送 〒370-0692(住所記入不要) 邑楽町役場福祉介護課宛 ②☎88-3247 ③✉welfare@swan.town.or.gunma.jp ④直接持参  
▼受付期限 8月15日(金)  
▼その他 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場福祉介護課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)  
▼問合せ先 役場福祉介護課 47-5024



支援  
県と連携して中小企業を応援します

邑楽町ぐんま技術革新チャレンジ補助金

▼対象者 町内に事業所のある中小企業  
▼補助内容 地域に根差した新技術・新製品の開発  
▼対象経費 新技術・新製品開発にかかる原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、クラウドサービス利用費、クラウドファンディング導入経費、市場調査費、システム開発費(人件費)など  
※人件費(システム開発費以外)、旅費、

会議費、消耗品代などは対象外。  
▼補助限度額 80万円  
※補助率は2分の1(小規模事業者は5分の4)  
▼申請方法 役場商工振興課に申請する  
▼申請期限 7月31日(金)  
▼問合せ先 県地域企業支援課 027-1226-13352、役場商工振興課 47-5026

募集  
明日のまちづくりにあなただの力を

令和7年度採用の役場職員募集

▼募集職種 一般事務  
▼人数 若干名  
▼受験資格(全てに該当する人)  
①平成6年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業程度以上の学力を有する  
②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない  
※7月に実施する令和7年度の職員採用試験(一般事務(大卒)・保育教諭)受験者は除く。  
▼第一次試験  
▼試験日 9月22日(日)  
▼試験内容 教養試験(高等学校卒業程度で公務員として必要な一般知識及

び一般知能分野)、適性検査(職務に対する適応性についての検査)  
▼第二次試験(一次試験合格者のみ)  
▼第二次試験日 10月下旬予定  
▼試験内容 面接、作文  
【共通事項】  
▼試験会場 町役場  
▼受付期間 7月22日(水)～8月16日(金)(午前8時30分～午後5時15分)  
※土・日曜日、祝日を除く。  
▼申込・問合せ先 役場総務課 47-5001

